（介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度の一部改正）

第十八条　介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

所得の区分	居室の区分	額
一　イ　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であって、平成十七年九月三十日において厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成十二年厚生省告示第六十三号）の表の下欄の割合が百分の九十五以上である者（以下「特定旧措置入所者」という。）以外のもの	（略）	（略）
ロ　施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であって、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であったとすれば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもので、かつ、特定旧措置入所者以外のもの	ユニット型個室的多床室	一日につき千三百十円
ハ　施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第四号に掲げる者であって、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であったとすれば同号イの規定に該当しないこととなるもの	（略）	（略）
二　特定旧措置入所者であって、次のいずれかに該当するもの	（略）	（略）
イ　施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者	ユニット型個室的多床室 従来型個室 多床室	一日につき零円

改正前

所得の区分	居室の区分	額
一　イ　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であって、平成十七年九月三十日において厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成十二年厚生省告示第六十三号）の表の下欄の割合が百分の九十五以上である者（以下「特定旧措置入所者」という。）以外のもの	（略）	（略）
ロ　施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であって、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であったとすれば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもので、かつ、特定旧措置入所者以外のもの	ユニット型準個室	一日につき千三百十円
ハ　施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第四号に掲げる者であって、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であったとすれば同号イの規定に該当しないこととなるもの	（略）	（略）
二　特定旧措置入所者であって、次のいずれかに該当するもの	（略）	（略）
イ　施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者	ユニット型準個室 従来型個室 多床室	一日につき零円